

入札説明書

奈良県営競輪場老朽化対策検討調査委託

令和6年7月

奈良県産業部経営支援課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定める条件を満たした者のみが、本件業務の入札に参加することができます。

2 競争入札参加資格の確認の手続き

この業務の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式S1）及び競争入札参加確認資料を次により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争入札参加資格確認申請書等を提出した者で競争入札参加資格が確認できない者は、本入札に参加することができません。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 入札公告第4に記載のとおり
- イ 提出場所 入札公告第4に記載のとおり
- ウ 提出方法 郵送または持参

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

- ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しません。
- エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。
- オ 入札参加資格がないと認められた場合を除き、その結果を通知しません。

3 入開札の日時及び場所

- (1) 場所 奈良県営競輪場 東食堂街会議室
- (2) 日時 令和6年8月13日（火）午前10時00分

4 入札方法等

- (1) 入札書（様式N1）は、持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めません。
- (2) 入札書の宛名は、「奈良県知事 山下 真」としてください。
なお、記入に際しては、「図1 入札書記載例」を参照してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式N2）を入札前に提出してください。
- (4) 入札書は封かんし、封書に「入札書在中」と朱書し、併せて入札業務名、業務場所及び入札者の商号又は名称を記入してください。また、封筒の裏は、代表者印又は代

- 理人をもって入札する場合は委任状に押捺された受任者の印で封印してください。使用する封筒に商号又は名称が印刷されている場合は、商号又は名称の記載は不要です（「図2入札書に係る封筒の記載例」を参照のこと。）。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
 - (6) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
 - (7) 入札執行回数は、2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとします。ただし、再度入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。
なお、再度入札を辞退される場合は入札辞退届を提出してください。
 - (8) 入札書は、再度入札が行われる場合がありますので、2枚用意してください。
 - (9) 初度入札が無効となった入札者は、再度入札に参加を希望されても入札はできません。
 - (10) 落札者がなかった場合は、入札者の中で最低の価格をもって有効な入札をした者と、随意契約に移行する場合があります。

5 郵便による入札

- (1) 入札書は、郵便（書留郵便に限ります。）で差し出すことができます。入札書及び封かんされた内封筒は、直接持参するときと同様に4（4）の処理を行い、9に定める到達先を宛先とした外封筒に入札の内封筒を封入し、外封筒の表に、「令和6年8月13日開札奈良県営競輪場老朽化対策検討調査委託に係る入札書在中」と朱書きのうえ封かんし、奈良県経営支援課長宛での親展として、令和6年8月9日（金）午後4時までには9に定める場所へ到達するようにしてください。期日までに到達しない入札書は無効となります。
なお、再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとみなします。
- (2) 内封筒に初度入札又は再度入札の区別を明記せずに2通の内封筒を送付したとき、又は2枚の入札書が1通の内封筒に封かんされて提出されたときは、同一入札者がした2以上の入札に該当するものとし、無効とします。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 県が指定する日付で開催する現場説明会に参加しなかった者のした入札

- (5) 開札の日までの間において入札参加停止を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (6) 所定の入札書（様式N1）に基づかない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせてこれを行います。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。また、入札に参加する者又はその代理人が「くじ」を引かないときは、当該入札事務に関係のない県職員が「くじ」を引きます。

8 契約書作成の要否等

要します。

落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定の日以降に速やかに契約を締結するものとします。

9 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良市登大路町30番地（奈良県本庁舎6階）

奈良県産業部経営支援課商工団体・地域産業振興係

電話 0742-27-8804

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。